

文京区外部公益通報等に関する取扱要綱

17 文総総第 2155 号 平成 18 年 3 月 31 日区長決定
2024 文総総第 1838 号 令和 7 年 1 月 31 日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、外部公益通報及び外部公益通報に準ずる通報（以下「外部公益通報等」という。）に係る対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「外部公益通報」とは、法第 3 条第 2 号及び第 6 条第 2 号に規定する公益通報をいう。

2 この要綱において「所管課」とは、通報対象事実その他法令に違反する行為の事実（以下「通報対象事実等」という。）に係る処分、勧告等を行う課をいう。

3 この要綱において「外部の労働者等」とは、法第 2 条第 1 項各号に規定する者をいう。

4 前 3 項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(外部公益通報等事務)

第3条 総務部長は、外部公益通報等に係る対応の仕組みの整備、職員への周知、外部への公表その他外部公益通報等に関する事務を統括する。

2 前項の規定による統括に関する事務は、総務部総務課において行う。

(通報の受付等)

第4条 所管課は、外部の労働者等から次に掲げる事実についての通報があったときは、これを受け付けるものとする。

(1) 通報対象事実

(2) 前号に定めるもののほか、法令に違反する行為の事実（当該行為について処分、勧告等を行う権限を有する場合に限る。）

2 所管課は、前項の規定により通報を受け付けたときは、当該通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意し、当該通報をした者（以下「通報者」という。）の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）並びにその内容を把握しなければならない。

3 前項の場合において、所管課は、通報者に対し、当該通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部公益通報等に係る手続の流れ等を説明しなければならない。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名のため通報者への説明等が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、次条第 3 項及び第 4 項並びに第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定による通知並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による教示並びに同条第 3 項の規定による提供において準用する。

(外部公益通報等の受理等)

第5条 所管課は、前条第 2 項の規定により、通報者（匿名である者を除く。以下この項において同じ。）からの通報対象事実に係る通報に関し内容等の把握を行った場合において、当該通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、かつ、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たすと認めたときは、当該通報を外部公益通報として受理しなければならない。

(1) 具体的な資料等の提示により、通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると所管課が認めたとき。

(2) 通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると通報者が思料し、次に掲げる事項を記載した書面を提出したとき。

ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 通報対象事実の内容

ウ 通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしていると思料する理由

エ 通報対象事実について、法令に基づく措置その他適当な措置が採られるべきと思料する理由

2 所管課は、前条第 2 項の規定により、匿名の通報者からの通報対象事実又は通報者からの前条第 1 項第 2 号に規定する事実に係る通報に関し内容等の把握を行った場合において、当該通報が不正の利益を得る

目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、かつ、前項各号のいずれかに掲げる要件を満たすと認めたときは、当該通報を外部公益通報に準ずる通報として、可能な限り受理するものとする。

3 所管課は、第1項の規定により通報を外部公益通報として受理したとき又は不受理としたときは、その旨を通報者に対し、外部公益通報等受付通知書兼調査通知書（別記様式第1号）により遅滞なく通知しなければならない。前項の規定により通報を外部公益通報に準ずる通報として受理した場合についても、また同様とする。

4 所管課は、外部公益通報等の受理から当該外部公益通報等に係る対応の終了までに必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第6条 所管課は、外部公益通報等を受理したときは、速やかに必要な調査を行わなければならない。

2 所管課は、前項に規定する調査の実施に当たっては、外部公益通報等に関する秘密を保持するととともに、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

3 所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、第1項に規定する調査の間、その進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するものとする。

4 所管課は、第1項に規定する調査が終了したときは、その結果を速やかにまとめ、通報者に対し、外部公益通報等調査結果報告書（別記様式第2号）により遅滞なく通知するものとする。

5 所管課は、前項の規定により通報者に通知したときは、所属する部の部長から総務部長に対し、通報対象事実等及び当該通報対象事実等に対する調査の結果について、速やかに報告するものとする。

（教示）

第7条 所管課は、外部の労働者等から通報を受け付けた場合において、その通報対象事実等に係る処分、勧告等を行う権限を有しないときは、通報者に対し、速やかにその権限を有する他の行政機関を教示しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定は、適用しない。

2 所管課は、外部公益通報等を受理した後にその通報対象事実等に係る処分、勧告等を行う権限を有しないことが明らかになったときは、通報者に対し、速やかにその権限を有する他の行政機関を教示しなければならない。

3 前項の場合において、所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

（是正措置等）

第8条 所管課は、第6条第1項に規定する調査により、通報対象事実等があると認めたときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、前項に規定する措置を採ったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、外部公益通報等措置報告書（別記様式第3号）により遅滞なく通知するものとする。

3 所管課は、前項の規定により通報者に通知したときは、所属する部の部長から総務部長に対し、通報対象事実等に対して講じた措置について、速やかに報告するものとする。

（秘密保持及び個人情報保護）

第9条 外部の労働者等からの通報又は外部公益通報等に係る相談への対応に従事する職員（当該通報又は相談への対応に付随する職務を通じて、当該通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。）は、当該通報又は相談に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する職員は、知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利益相反関係の排除）

第10条 職員は、自らが関係する外部公益通報等への対応に関与してはならない。

（通報関連資料の管理）

第11条 所管課は、外部公益通報等の対応に係る記録及び関係資料について、別に定める保存期間において、通報者の個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理するものとする。

(職員への周知)

第12条 総務部長は、この要綱に規定する外部公益通報等の仕組み等について、職員に周知し、所要の知識及び技能の向上を図るものとする。

(事業者及び労働者等への周知)

第13条 総務部長は、区の区域内の事業者及び労働者等に対し、外部公益通報等に係る通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

(協力義務)

第14条 所管課は、外部公益通報等に関し、他の行政機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由があるときを除き、必要な協力をするものとする。

2 所管課は、通報対象事実等に関し、権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を探る等、相互に連絡し、協力するものとする。

3 所管課は、通報対象事実等に関する処分、勧告等を行う権限を他の行政機関に委任等をしている場合においては、外部公益通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と当該通報及び当該通報への対応状況に関する情報の共有、当該通報の対応への助言その他の適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等を行うものとする。

(通報対応の公表)

第15条 総務部長は、外部公益通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、処理状況等を定期的に公表するものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。